

# 令和8年度各種技能講習等ご案内

締切は講習日の7日前ですが定員になり次第受付を終了いたします。



申込み及び問合せ先  
 被災防青森県支部上北分会  
 〒034-0081 十和田市西十三番町4-10建設会館1階  
 電話 0176-23-6141 FAX 0176-20-1174

主催者  
 青森労働局長登録教習機関  
 建設業労働災害防止協会青森県支部(略称:建災防)  
 電話 017-773-6200 FAX 017-773-6201

区 分	技 能 講 習						特別教育	その他の教育等					
	作業主任者		車両系建設機械運転		不整地運搬車運転	高所作業車運転		足場の組立等	熱中症予防指導員・管理者研修	職長・安全衛生責任者	足場の組立等能力向上	職長・安全衛生責任者能力向上	
種 別	足場の組立等	地山の掘削及び土止め支保工	整地・運搬・積み込み用及び掘削用	解体用									
6月													
7月	学科29~30日 8:55~17:20 (受付6/29~)		学科1日 8:25~20:00 実技2日 7:55~15:00 (受付6/1~)			学科8日12h 10:40~18:50 学科8日14h 8:25~18:50 実技9日 7:55~16:00 (受付6/8~)					学科11日 8:55~15:50 (受付5/11~)		
8月		学科19~21日 8:55~16:20 (受付7/17~)				高所作業車の実技時にはフルハーネス型安全帯をご用意ください							
9月													
10月													
11月													
会 場	建設会館4階	建設会館4階	学科…建設会館4階 実技…実技教室	実技場	学科…建設会館4階 実技…実技教室	学科…建設会館4階 実技…実技教室	建設会館4階	建設会館4階	建設会館4階	建設会館4階	建設会館4階	建設会館4階	
受講料 (税込)	会 員	11,000 円	14,000 円	41,000 円	21,000 円	29,000 円	8,000 円	5,000 円	15,000 円	8,000 円	7,000 円		
	非会員						9,000 円	6,000 円	16,000 円	9,000 円	8,000 円		
テキスト代 (税込)	会 員	1,925 円	2,970 円	1,925 円	1,815 円	1,815 円	2,145 円	935 円	2,420 円	2,365 円	1,815 円	1,155 円	
	非会員	2,145 円	3,300 円	2,145 円	2,035 円	2,035 円	2,420 円	1,045 円	2,750 円	2,640 円	2,035 円	1,320 円	
計	会 員	12,925 円	16,970 円	42,925 円	22,815 円	30,815 円	36,145 円	8,935 円	7,420 円	17,365 円	9,815 円	8,155 円	
	非会員	13,145 円	17,300 円	43,145 円	23,035 円	31,035 円	36,420 円	10,045 円	8,750 円	18,640 円	11,035 円	9,320 円	
定 員	80名	80名	40名	32名	32名	36名	80名	80名	40名	40名	50名		
受講資格	・作業に3年以上従事した者 ・専門の学科卒で2年以上従事した者 (卒業証明書等の写し添付のこと) ・その他厚生労働大臣が定める者 ※講習の一部免除あり(右記参照) ※足場の作業について 平成29年7月以降は「足場の組立等特別教育」修了者でなければ従事できない		・大型特殊免許所持者 ・3t未満特別教育修了者のいずれか ・不整地運搬車運転技能講習修了者		車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習修了者	・大型特殊免許所持者 ・3t未満特別教育修了者 ・車両系修了者のいずれか	小型移動式クレーン運転技能講習修了者	普通免許所持者	足場の組立等・解体又は変更の作業に係る業務に従事する者	現場作業における熱中症等予防のため指導業務にあたる次の方 店社・管理者、安全衛生担当者、衛生管理者・推進員 現場・管理者、安全衛生担当者、職長等	職長及び安全衛生責任者に選任されて間もない者、選任される予定の者	足場の組立等作業主任者技能講習を修了した者	職長等の職務に従事することとなった後、概ね5年経過した者
提出書類等	① 所定の申込書……………		年齢、連絡先電話番号、事業主印(必要な場合のみ)は、必ず確認して下さい。 記入事項の訂正は、二重線を引き訂正印(事業主証明欄以外)は本人の訂正印使用)を押して下さい。(修正液、修正テープ使用不可) 講習の一部免除希望者は、有資格証(写)を添付(鮮明なものを申込書の後ろにのりで貼り付けて下さい。) 1年以内に撮影した無帽、無背景のもの。(胸上3cm×2.4cm。カラー、白黒、スピード写真いずれも可。個人で撮影したものは不可) 写真の裏面に氏名を記入し、所定の欄にのりで貼り付けて下さい。 前納制です。(直接持参・現金書留・銀行振込)										

## 受講申し込み方法

**直接持参の場合**  
 ・建設会館1階受付に提出書類①~④をご持参下さい。  
 (受付時間:午前9時から午後5時)

**現金書留の場合**  
 ・送付する前に受付が終了していないか電話で確認して下さい。確認後に提出書類①~④、「領収書の宛名・FAX番号又はメールアドレスを明記したもの」を同封し郵送して下さい。  
 ・受講票をFAX又はメールアドレスへ送付いたします。  
 ・領収書は講習当日にお渡しいたします。事前に必要の方は、返信用封筒を同封の上お申込み下さい。

**銀行振込の場合**  
 ・電話で確認し、下記口座に納付後、提出書類①~③と振込明細書のコピー又は振込日を記載したメモを添付し郵送またはご持参下さい。  
 ・受講票をFAX又はメールアドレスへ送付いたします。  
 ・振込明細書をもって領収書に代えさせていただきます。  
 ※インボイス領収書を必要の方は受付にお申し出下さい

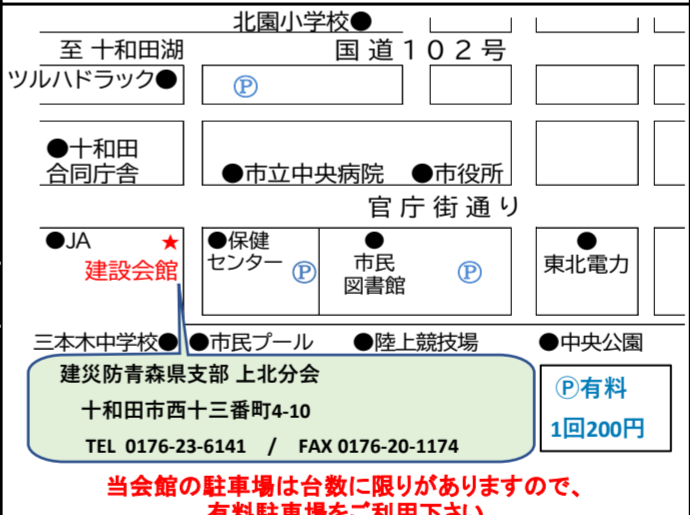
## 受講料振込口座

青森みちのく銀行 十和田中央支店 (普)1402552  
 建災防(読み:ケンサイボウ)

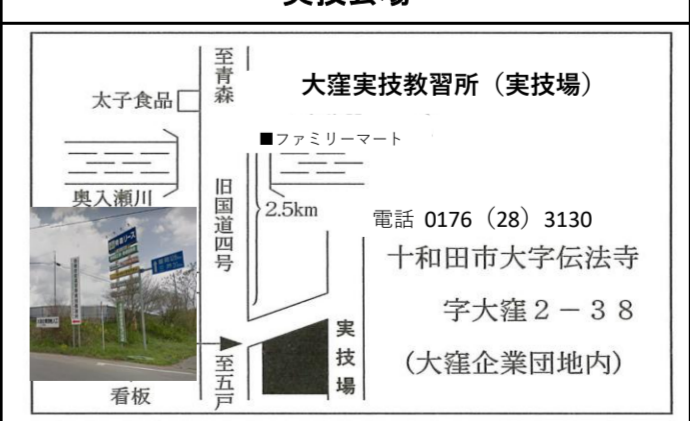
## 注意事項

・電話による申込み予約はしておりません。  
 ・開講1週間前以降のキャンセル又は欠席の場合は、受講料等の返金はいたしません。  
 ・当日は、筆記用具をご持参下さい。  
 ・受講者が少ない場合は、取りやめもあります。  
 ・実技の際は、ヘルメット、作業服、安全靴又は長靴を着用して下さい。(雨天時は雨具用意)

## 学科会場



## 実技会場



## 講習の一部免除

足場の組立等作業主任者  
 とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者、とび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者は、受講一部免除で受講時間、受講料が変わります。  
 地山の掘削及び土止め支保工  
 地山、土止め、とび科、機械施工、土木施工のほか、各種検定、免許等の有資格等により、受講時間、受講料が変わります。  
**建災防青森県支部ホームページの講習案内をご確認下さい。上北分会受付にも免除表があります。**

## 足場の組立等の特別教育

平成29年7月1日以降は、それ以前に作業経験を有している者であっても本教育修了者でなければ作業に従事できません。  
 ※下記に該当する者は、本教育の受講を省略することができます。  
 ①足場の組立等作業主任者修了者  
 ②建築施工系とび科の訓練(普通職業訓練)を修了した者、居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練(高度職業訓練)を修了した者等足場の組立等作業主任者技能講習規定第1条各号に掲げる者  
 ③とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者  
 ④とび科の職業訓練指導員免許を受けた者

## 車両系建設機械(解体用)運転技能講習

平成25年7月1日の労働安全衛生規則一部改正により、鉄骨切断機・コンクリート圧砕機・解体用つかみ機は本講習を修了した者でなければ運転業務に就くことができなくなりました。  
 平成25年7月以前に受講されているかたは、上記3機種については運転業務に就くことができませんのでご注意下さい。(ただし、平成25年7月から平成27年6月まで実施した特例講習を修了した者は除く)

## 助成金制度

**【経費助成】**  
 雇用保険料を負担する事業主が、受講料負担してその雇用する労働者に受講させる場合、助成されます。  
**【賞金助成】**  
 事業主が雇用保険の被保険者である受講生に受講期間中に賞金を支払った場合、事業主に助成されます。  
 ・受講後2ヶ月以内に支給申請書の提出が必要  
 問合せ・申請先  
 〒030-8558  
 青森市新町二丁目4-25青森合同庁舎7階  
 青森労働局 職業対策課  
 電話 017-721-2003

## 試験結果の通知について

試験結果の通知(修了証)は、約1週間程で主催者より台紙にご記入いただいた宛先に簡易書留にて郵送されます。  
 発行者及び問合せ先  
 被災防青森県支部 電話 017-773-6200

## 修了証の再交付・書替について

各種技能講習等の修了証の再交付・書替は、その修了証を発行した機関でしか取扱いません。

## 技能講習修了証明書について

複数の技能講習修了証が1枚のカードに！  
 現場にはこれでOK。労働安全衛生法第61条3項に規定する「資格を証する書面」に該当し、偽造対策としても有効です。  
 取扱機関 技能講習修了証明書発行事務局  
 電話 03-3452-3371  
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/>

